

健生食輸発0415第4号
令和7年4月15日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産そばのハロキシホップ)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第1号(最終改正：令和7年4月15日付け健生食輸発0415第1号)により実施しているところである。

今般、中国産そばのハロキシホップについて、試験品採取の方法を改めたことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添1の中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
そば(粉を含む。)		ハロキシホップ	(1) コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。 (2) (1)以外のものについては、別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるハロキシホップが検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
そば（粉を含む。）		ハロキシホップ	<p><u>(1)容器包装に入れられたものについては、別表1の3によること。</u></p> <p><u>(2)本船にバルク形態で積載されたものについては、次のとおりとする。</u></p> <p><u>ハッチにおいてサンプリングを行う場合、上部、中部、下部の各層において15カ所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kgとし、1検体とする。</u></p> <p><u>サイロ又はハシケ（以下「サイロ等」という。）においてサンプリングを行う場合には、ハッチの上部、中部、下部を搬入するサイロ等のうちそれぞれの任意の1サイロ等において、搬入する直前において適正な時間的間隔を持って15回計10kg以上を採取したものを縮分して1kgとし、1検体とする。</u></p> <p><u>コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15カ所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。</u></p>	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるハロキシホップが検出されるおそれがあるため。

に改める。